

福井県報

号外第12号
平成21年
3月12日(木)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

告示

目次

○家畜伝染病予防法第九条に基づく鶏舎の緊急消毒について(一〇〇・農畜産課)……………1

告示

福井県告示第110号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第16号)第9条の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり消毒の実施を命じ、同法施行規則第15条第1項の規定により公示する。

平成21年3月12日

福井県知事 西川 一誠

1 目的

本県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生の予防

2 実施する区域

本県内全域

3 対象

100羽以上の家きん飼養農場(だちょうにおいて10羽以上)およびその他家畜防疫員が必要と認める家きん飼養農場
ただし、消石灰による消毒あるいはこれと同等と認められる方法による消毒を自ら行う農場を除く

4 実施の期日

平成21年3月16日から平成21年3月31日まで

5 消毒方法

家きん舎周囲および農場外縁部への消石灰の散布

平成二十一年三月十二日印
平成二十一年三月十二日發

刷行

發行人 千九一〇一八五八〇
印刷人 千九一九一〇四八二

福井県福井市大手三丁目一七番一號
福井県坂井市春江町中庄六一―三二

福井県
(株)エクシート

☎ 五五六七八番